

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー賛助会員に関する規程

(平成24年4月1日 規程第15号)

(目 的)

第1条 この規程は、定款第41条第2項の規定に基づき、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「この法人」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 この法人の目的、事業に賛同し、賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会期間)

第3条 賛助会員の入会期間は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終了する会計年度とする。ただし、賛助会員から退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続するものとする。

(賛助会員に対する特典)

第4条 この法人は、賛助会員に対し次の特典を提供する。

- (1) この法人が発行する情報紙等の提供
- (2) ホームページでのコンベンション開催情報の提供
- (3) この法人のホームページ賛助会員コーナーへの掲載及び県内3カ所に設置する賛助会員コーナーへのパンフレット掲示
- (4) この法人主催のセミナー等への優先案内

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、年額1口2万円、1口以上の賛助会費を納入するものとする。

2 賛助会費の請求は、毎年6月に行うものとし、7月末日を納入期限とする。ただし、7月以降に入会の場合は、入会后速やかに請求し、1ヶ月以内を納入期限とする。なお、年度中途の入会においても、賛助会費はその年度1期の金額とする。

3 既納の賛助会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(賛助会費の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により会費の納入が困難と認められるときは、理事会の決議により当該年度の会費を減免することができる。

ただし、前年度から継続して入会している賛助会員に限る。

(賛助会費の使途)

第7条 前条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業に、50%をこの法人の運営費に使用する。

(会員の資格喪失)

第8条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき、または賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 賛助会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第9条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめこの法人に届け出て退会するものとする。

(除 名)

第10条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないとみとめられるとき
- (2) この法人の事業を妨げた、又は妨げようとしたとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は信用を失わせるような行為をしたとき

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月3日から施行する。